

厚生委員会会議録

平成26年11月6日(木)

(開 会) 10:03

(閉 会) 11:28

案 件

1. 認定第17号 平成25年度飯塚市立病院事業会計資本金の額の減少及び決算の認定
2. 請願第13号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願
3. 市立病院の運営について
4. 高齢者福祉対策について
 - (1) 筑穂保健福祉総合センターを含む筑穂地区の高齢者福祉施設における公共施設のあり方に関する第一次実施計画の見直しについて
5. 子育て環境について
 - (1) 子ども・子育て支援事業計画(原案)の市民意見募集について

【 報告事項 】

1. ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業に係る(仮称)街なか交流・健康ひろばにおける健幸づくり事業の概要について (健康・スポーツ課)
2. 健幸都市いづかシンボルマーク大募集及びコンテストの開催について (健康・スポーツ課)
3. 飯塚市穎田武道場器物損壊(玄関ガラス)について (健康・スポーツ課)
4. 公用車による交通事故発生について (介護保険課)
5. 飯塚市行財政改革実施計画〔第一次改訂版〕の実施について (行財政改革推進課)

○委員長

おはようございます。ただいまから厚生委員会を開会いたします。「認定第17号 平成25年度飯塚市立病院事業会計資本金の額の減少及び決算の認定」を議題といたします。前回の委員会で松本委員から資料要求のありました資料につきまして、執行部の説明を求めます。

○健康・スポーツ課長

おはようございます。飯塚市立病院の事業会計資本金の額の減少につきまして、追加の資料を提出しておりますので、その補足説明をいたします。恐れ入りますが、2ページをお願いいたします。2ページに表をつけておりまして、それを拡大したものを用意しておりますので、そちらのほうでご説明をさせていただきたいと思っております。

見ていただけましたら、この左側が26年の3月31日の状態であります。これが、現在、皆様のお手元にあります決算の状況で、決算中での貸借対照表と同じ数字をあげております。真ん中が4月1日の状態になります。4月1日は公営企業法の改正で制度の見直しがございます。自動的に変わったものでございます。そして、右端が現在ご審議いただいております内容によりまして議決をされましたあとに、こういうふうになりますという数字になっております。これを見ていただきますと、一目瞭然かと思うんですけど決算の状態から4月の状態になります。この真ん中のところが科目がふえておりまして、ふえておりますのが流動負債、それから繰延収益というところが、ふえております。これが新しく会計の見直しによりましてふえた項目となっております。このうち、ここに、真ん中へんに数字が、繰延収益のところに入っておりますが、これのところに振りかえになります数字といたしますが、3月31日の決算の状態でい

きますとここに吹き出しでつけておりますので、その辺を見ていただくとおわかりになるかと思えますけど、5番の剰余金のところに病院の開設時に労災病院から受贈した資産の合計額というのを上げております。それから、その下が寄附金の欄でございますけど、病院債の元金償還及び起債対象外の経費等で指定管理者から納付された分ということをおあげしております。それと、「ハ」のところで一般会計の補助金というところで、平成25年度、これは25年度の分でございますけど、病院債の元金償還に係る一般会計からの補助金というものがございまして、これがすべて繰延収益のほうに額が移動しております。これは法によって自動的に移動するようになっておりますので、これについては今回の議決は関係なしに必然的に数字が動くようになっております。

今回、審議をしていただいておりますのが、この中で言いますと24年度、ここにはちょっと書いてないんですけど、先ほど25年度だったんですけど、24年度までに病院事業債の元金の償還のために一般会計から繰り入れた分というのがございまして、それはこの資本金のところの「ロ」の繰入資本金のところに数字として計上がされております。この繰入資本金につきまして、今回、同様にこの分につきましては繰延収益のほうに振りかえをすることができるわけでございますけど、この繰延収益に持っていくには、ここが資本金であるがために、議決が必要になっております。今回、議決でお願いしておりますのは、現在、繰延資本金の中に入っております24年度までの病院債の元金償還に係る補助金分としまして、ここの差ですね、2074万1584円というのをここに書いておりますけど、この分について振りかえをする必要があると。これについては、繰延収益のほうに移動するためにはこの分については議決が必要になるということでございます。

今ので大体、大まかな説明となるんですけど、ここの繰延収益にもっていきますと、この分については費用化というのができまして、赤字の補てんに使えるということになりますので、現在そちらのほうに持っていける分についてはこういう形で移動させると。自動的にできる分と議決がないとできない分がございまして、議決がないとできない分につきましては今回議決をいただきまして、決算時に数字の振りかえをやろうとしているというところでございます。

○委員長

説明が終わりましたが、最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。次に、本案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

○松本委員

すいません。資料をですね、わかりやすい資料をお願いしますということで、お願いしておったので私のほうからちょっと先に。わかりやすい資料なんですが、いっこうにわかりません。すみません。繰入資本金を今度は繰延のほうに入れると。そういう判断でいいんでしょうかね。そして、これは1年こっきりということですよ。それで、繰延にすれば、期間が長くなって赤字補てんに、まあ堂々とかいう言葉はおかしいかもしれませんが、使えると。そのためにこのことなんですか。それが1年こっきりなんですが、2千万ですか、そういったものが赤字補てんのほうに病院としては回せると、そういうことなんですかね。

○健康・スポーツ課長

もう一度、こちらのほうで。繰延収益というのがございます。これは新しいものでございまして、下に収益化の累計額というのをに入れております。これは、この資産の額を減価償却費に充てていくことが可能なために、ここに、過去に、減価償却にさかのぼってですね、充てることが可能な額として、ここ三角で記載をしております。ですから、今までは減価償却がここでしてなかった費用として、充ててなかった分を今回ここでは繰延収益に入れた上で減価償却費

のほうに回していると、充てているということになりますので、その結果、残額として残っているのはこの真ん中のほうの数字で合計で600万と9600万と300万というこういった数字になります。

先ほど言っていましたのは、繰入資本金でございまして、資本金はご質問の委員も認識のとおり、これは簡単に取り崩せないということになりますので、これをこちらに一部持つていくことが可能なんです、これについては議決がないと動かせない。ただし、それ以外のもの、この剰余金にあるもの、計上してるものについては、もう自動的に持つていくことができますということになりますので、今回、そのご議決をいただく必要がある。ただ26年度の決算からは、もうこの時点で繰入資本金に入れずに最初からこちらの補助金のほうに入れますので、整理をしてしまいますので、26年度以降はもうそれがないと、必要がない。既に26年度では、決算ときには、同じ動かしている内容、24年度までに一般会計からの補助金というのはもう既にここに計上してしまいますので、それ以上必要がございません。あくまでもここに、いま資本金に入ってるのは24年度までのいただいた分しか対象になってませんので、その分については今回議決をいただいて、26年度以降、今後についてはすべて当初からここに計上しますので、発生をしないということになります。

○松本委員

大体わかりました。それで1年こっさりなんです。それで、そうなりますと赤字補てんに使えるという判断でいいわけですね。そうですね。わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

いまの資本金の減少については何となくわかったような気がしますけど、大もとの決算の認定についてですが、この予算に対しては今回の労災病院を廃止した関係で、国がきちっとやっていくということが当然だということで進めておりますけれども、今回、いま建て替え工事が行われておりますが、この建て替えに関してのもともとの予算であります。この予算に対しては必要性だとか、住民の疑問だとか、議会に対する説明とか、こういうことに対してなかなか納得のいかない部分がありますので、そういう予算でありますこの決算については反対の態度をとらせていただきます。

○委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第17号 平成25年度飯塚市立病院事業会計資本金の額の減少及び決算の認定」について、原案可決及び認定することに、賛成の議員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:17

再 開 10:18

委員会を再開いたします。

次に、「請願第13号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本件を審査するに当たり、紹介議員として秀村長利議員に出席を求め、

説明を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。紹介議員さんは紹介議員席にお着きください。

(紹介議員 着席)

それでは、本請願について紹介議員の説明を求めます。

○秀村長利議員

おはようございます。手話言語法の制定を求める意見書の提出を求める請願のほうですけども、手話は手や指、体等の動きや顔の表情を使い音声言語とは違う文法を使った独自の言語があります。ろう学校では長い間、手話は禁止された時期もあったと聞いております。また2006年、平成18年12月に国連障害者権利条約第2条、定義に言語とは音声言語及び手話その他の形態の非音声語と言うと明記されました。そして2011年、平成23年8月に成立した改正障害者基本法第3条には「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」が明記されました。こうした国際的、社会的背景を踏まえ、障がいを持たれた方が学校などで手話を学ぶことができ、自由に情報提供が受けられ、コミュニケーションのとれるような社会に向けて手話言語法の制定を国に求めていくものであります。どうぞ皆様方のご賛同をいただきますようご審査よろしく願います。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。秀村長利議員さん本日はお忙しいところ大変ありがとうございました。

(紹介議員 退席)

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

暫時休憩いたします。

休 憩 10：21

再 開 10：27

委員会を再開いたします。

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第13号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願」について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

全会一致。よって、本件は採択すべきものと決定いたしました。

次に、「市立病院の運営について」を議題といたします。「市立病院の現状について」執行部の説明を求めます。

○健康・スポーツ課長

飯塚市立病院の現状についてご説明をいたします。資料の1ページをお願いいたします。まず、医師数及び看護師数の状況についてご説明をいたします。まず医師数でございますが、平成26年4月1日と平成26年10月1日を比較いたしますと内科の非常勤で1名の増となっ

ております。その他の診療科の増減はございません。以上によりまして、常勤が28名、非常勤が28名となりまして、非常勤が1名の増となっております。次に、看護師についてでございますが、このページの下段のほうになります。看護師につきましては、正規職員が1名の減となっております。

次に、2ページをお願いいたします。平成26年度の診療科別患者数の月別推移表でございます。左から4月から順に9月までの入院、外来患者数を、上段から内科、外科、眼科の順で禁煙外来までと、それと合計の延患者数、一日あたりの患者数、病床利用率を示しております。1日当たりの患者数でございますけれども、26年度では4月では入院が162.2人で、外来が411人でしたが、9月では入院が135.4人、外来が423.8人となっております。これは、外来の患者数は増えておりますが、入院につながっていないことを示しております。結果としまして、病床利用率でございますが、下から3段目にございませぬけれども、54.2%まで下がっております。4月の病床利用率が64.9%でありましたので、4月に比べましても10.7ポイントも低下をしております。

この病床利用率の低下の原因でございますが、例年9月、10月は減る傾向にあるとのことでございますが、工事の影響も続いておりまして、工事終盤の10月に入っても入院患者様のほうから振動について等の苦情があつておるとのことでございます。こういったことが少なからず影響があるものというふうには思われます。また診療科ごとに見ますと入院では、外科と整形外科が大きく減少しております。筑豊地区全般に外科系の患者様は減少傾向にあるとのことございました。また、例年9月は先ほど申しましたように患者様が減る傾向にありまして、今年はそういった要因が複合的に合わさつたのではないかとのことでございます。しかしながら、市立病院の中心的な診療科でございます整形外科の患者数の減少につきましては、担当課としましても大変憂慮しておるところでございます。指定管理者におきましても協会本部と対策を協議し、現在、病床利用率の向上に努めているとのことございました。さらに、この現状を打開するため、協会本部のほうから対策チームが派遣されるということでございます。

なお、現在でございますけど、整形外科の病棟は満床になっているということでございます。病床利用率も60%までは回復をしているということでございます。また、後ほどご報告いたしますが、新本館の建築工事は10月末をもちまして予定どおり竣工いたしております。市としましても、今後は工事の騒音、振動が一時的に無くなりますが、そのことを市民の方はご存じありませんので、なんらかの形で市民の皆様を知っていただけるように取り組みをしたいというふうを考えております。

次に、資料の3ページをお願いいたします。3ページは飯塚市立病院の1日当たりの平均患者数の推移を平成23年度から26年度までをグラフにしたものでございます。

次に、市立病院の一部建替事業についてでございますが、順調に進捗しております。予定どおり新本館は10月末日に竣工をいたしております。今後は来年の1月13日からの新本館の診療開始を予定しております。それに向けた準備をしていくことになっております。

恐れ入りますが、資料別紙の工事請負変更契約報告書をお願いいたします。先の厚生委員会懇談会においてご報告しておりましたが、報告書のとおり市立病院一部建替工事において変更契約を行っております。これは、1階にあります厨房の排水等の設備について保健所の指導によりまして、今後予定しております東棟の改築工事に先んじて行う必要が生じたことによりまして、変更を行ったものでございます。なお、この工事はもともと東棟の改築工事に含んでいたものでありますので、一部建替事業全体の事業量が増えるものではございません。この工事の概要としましては、不潔エリアと清潔エリアの隔離と排水設備の改修のほか、内装の改修等を行ひまして、10月末日に竣工いたしております。また、今後の工事予定でございますが、東棟、診療リハビリ棟の改修、中央棟、西棟、検査レントゲン棟、ボイラー棟の解体後、駐車

場整備工事をもってすべて完了となる予定でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

お諮りいたします。本件は、掘り下げた審査をすることで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「高齢者福祉対策について」を議題といたします。「筑穂保健福祉総合センターを含む筑穂地区の高齢者福祉施設における公共施設のあり方に関する第一次実施計画の見直しについて」、執行部の説明を求めます。

○高齢者支援課長

飯塚市公共施設のあり方に関する第一次実施計画において、筑穂地区の「特別養護老人ホーム筑穂桜の園」、「筑穂老人福祉センター」、「筑穂高齢者生活福祉センター」の3施設につきましては、平成27年3月31日で廃止または移譲することとなっております。A4のざら紙で添付資料をつけております。添付資料には、実施計画の抜粋、実施内容等の欄には、地元関係者への説明も含め記載しております。それでは、はじめに高齢者支援課所管の3施設について、説明いたします。

特別養護老人ホーム筑穂桜の園につきましては、指定管理者による指定管理期間が終了する平成26年度末で廃止し、現指定管理者である飯塚市社会福祉協議会に特別養護老人ホームの機能を継続した中で移譲するとなっておりますが、社会福祉協議会から県の監査でこれ以上固定資産を持つことは疑義があると指導され、移譲は困難であると申し出があり、改めて社会福祉協議会と協議を行いました。桜の園における配食は、隣接する筑穂保健福祉総合センターの厨房を利用していることも考慮し、次の条件を加えることで無償貸与とすることに変更しております。一つ目が第三者に経営権の委譲をすることなく、現在地で35年間運営すること。二つ目として、維持管理（大規模改修及び改築）に要する全ての費用は、社会福祉協議会の負担とする。三つ目に、桜の園の運営費から生じる剰余金の内、今後の維持管理や運営に必要な経費を差し引いても、なお生じる剰余金については、原則地域の福祉活動に活用する財源とすることとし、取り扱いについては今後、市と協議するとしております。

次に、老人福祉センターにつきましては、昭和54年に旧建築基準法に基づいて建設されたものであり、30年以上経過し、利用者の安全確保に問題があり、また浴場につきましては、平成24年にボイラー故障などもあり、施設の老朽化に伴う大規模改修工事の必要性がございます。そのため地域高齢者の生きがい、交流、健康づくりとして継続して活動していただくためには、地域内にある公共施設の空きスペース等を活用するほうが、より効果的、効率的であることから、平成26年度末で当初の計画どおり老人福祉センターは、廃止することといたしております。廃止後につきましては、周辺の公民館、保健福祉総合センター、来年秋以降、利用可能となる筑穂支所3階を代替施設とする旨を当施設利用の27団体へ個別に説明を行い、筑穂地区自治会長会にも説明を行っております。

最後に、高齢者生活福祉センターにつきましては、指定管理者による指定管理期間が終了する平成26年度末で廃止し、居住部門事業を除くデイサービス事業の機能を継続した中で、現指定管理者である飯塚市社会福祉協議会に移譲することとなっておりますが、社会福祉協議会から移譲を希望しないと申し出がございました。居住部門事業につきましては、平成24年利用者が無くなったこと、また、デイサービス事業につきましては、近隣に施設ができたこと

や、当施設利用者につきましては保健福祉総合センターを代替できることから、公の施設としては廃止いたします。当施設へは、地元筑穂地区の団体から地域活性化や教育関係の拠点施設として利用したいとの要望があり、今後、当施設の利活用については、この要望を踏まえ、地元自治会長やまちづくり協議会、関係団体と検討してまいります。また、高齢者生活福祉センターで、デイサービスを利用している方、家族の方に対しましては、社会福祉協議会が説明会を開き、概ね了解を得ております。

以上、簡単ではございますが、高齢者支援課所管の3施設について説明を終わります。

○社会・障がい者福祉課長

引き続き、同一資料の2枚目でございます社会・障がい者福祉課所管の飯塚市筑穂保健福祉総合センターについてご説明申し上げます。公共施設のあり方に関する実施計画の中で筑穂保健福祉総合センターは、平成26年度まで指定管理者による管理運営を行うが、指定期間満了後は公の施設としては廃止し、施設で実施していた事業を継続した中で平成27年度から現指定管理者である飯塚市社会福祉協議会に無償貸与するなど方向性が示されているところでございます。これを受けまして、飯塚市社会福祉協議会と協議を進めまして指定期間満了後は当該土地建物を無償貸与して社会福祉協議会が運営を行っていく方向で協議がまとまりましたので、ご報告申し上げます。なお、これまでの間、筑穂地区自治会連合会会議においても今後の方向についてご報告を申し上げ、説明をさせていただいたところでございます。

以上簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○梶原委員

いまの4施設の中で、まずはじめに、筑穂老人福祉センターについてちょっとお尋ねをしたいと思いますが、一応これは26年度で廃止するというのは、もうずっと前から決まっておったことですが、ここで今までずっといろいろな利用者がいろんなことをされておりましたけれども、その団体の方と協議もされたということですが、その部分の代替施設としてどこでどういったことをするのかということですね、それから3月31日で一応廃止するわけですが、4月1日からはその代替施設で利用が可能なのかどうかをお尋ねいたします。

○高齢者支援課長

各27団体ございますけど、そこは個別にサークルがあっている時とか、訪問しまして内容についてはご説明いたしております。それで、どこを使うというのは、3施設提案しておりますが、筑穂支所に関しましては来年秋以降しかできませんので、とりあえず公民館と保健福祉センターを利用させていただくということでいま希望をとっております。もう出るところもありますが、大体話の中では公民館が多いと。それで今後、いま4月1日から利用できるかということにつきましては、また廃止が決まりましたら関係団体のところ、また一個ずつ周りまわして公民館とか、サークルで利用されている方もいらっしゃいますので、時間が重ならないように調整をして4月1日から使えるように万全を期したいと思っております。

○梶原委員

4月1日から利用できるということですが、団体によってはいろんな備品等の移動とか、そういったものがあると思うんです。その部分の移動等がスムーズにできるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思いますが。

○高齢者支援課長

備品につきましては、私どもも行って話した中で「この荷物どげしたらいい」と言っただいぶん聞かれました。それで、公民館とか、あと前に体育館がございます。それと、あと筑穂

支所がその下にございますけど、そこでどこか利用できるような形で調整を、いまうちのほうでもここには当たっておりますけど、4月1日に全部できているかと言ったら、ちょっと時間がかかると思いますが、うちのほうとしても手伝いながらちゃんと備品の保管場所、ある程度は整理してもらわないと全部は持ち込めないと思っておりますけど、必要なものを動かせるようにしたいと思っています。

○梶原委員

できるだけ利用者が待ち時間のないような形といいますか、まあ大体利用される方は年間通してずっと計画立ててされていると思うんですけども、筑穂支所で秋にはできる分もあるかもしれませんが、やはりそれまでの期間に利用者が困らないような対応をしっかりとっていただきたいと思っております。続けてよろしいですか。

○委員長

はいどうぞ。

○梶原委員

それから内野の施設ですけれども、あそこは完全に廃止もされるんでしょうけども、この中にもありましたけれども地元からの地域の活性化に利用したいと。それから別な形で教育活動の一環の場として使いたいということですのでけれども、その部分をちょっと詳しく教えていただきたいと思っております。

○高齢者支援課長

活性化のほうは、内野地区の活性化推進協議会の方のほうから話がしたいということで役員の方とお会いしております。計画は聞いておりますが、廃止したら生活福祉センターのほうを利用したいということでしたけど、うちのほうが高齢者支援課ですので、まあ廃止すれば特定目的の普通財産となります。それで、内容によってうちのほうで、高齢者関連じゃない違うことで使われたいという話ですので、関係する課、団体等と調整をしていくような形になると思います。

○梶原委員

一応、廃止して、その後は所管が変わるということですのでけれども、すぐは変わらないんだろうと思っておりますが、施設を利用するに当たっても、あそこは結構老朽化もしておりますし、雨漏り等も激しいというか、もう常に修理をしなければいけない施設だろうと思っておりますが、地元へ貸してそういった条件が、修理等が地元へ発生する分を飲んでいただけるかどうかということとはわかりませんが、高齢者の老人センターもそうなんですが、どちらも廃止して老朽化をしておるから解体をするというような方向になった場合に、その辺はどのように考えておられますか。

○高齢者支援課長

老人福祉センターにつきましては、老朽化で危険ということと、後ろの地すべり等ともありますので、うちとしては廃止後は建物は壊して整理したいと思っています。ただ、内野のほうにつきましては、そんなに古い建物じゃございません。ただ構造的に特徴のある建物でして、屋根も波打っていますし、コンクリートと竹とガラスでできていますので、やはり雨漏り等が今もしております。修理はいたしましたけど、そのときはいいんですけど、どこからともなくしみてきますので、現状で自分達で光熱費等とか、管理費を出して、現状でいいなら貸すということもあると思っておりますけど、ただ先ほど申しましたけど、それがうちの高齢者支援課で返事ができるかといいますとなかなか難しいところもありますので、やはりそこに関しては、もっと関係各課等と調整が必要になってくると思っております。建物としてはすぐに壊すという考えは今のところ持っておりません。

○梶原委員

建物としてはすぐ壊すということはないということですのでけれども、いま2つといいますか、地域活性化のほうで進められるという要望と、それから教育団体と言いますか、教育関係の部

分で利用させていただきたいという要望が出ておる、まあ口頭で一応言われたんだろうと思いますけれどもその場合に期間がずっとと言いますか、所管が移ってそれから、じゃあ窓口がここですよというふうになるとすぐでも利用したいというか、廃止後ですね、できたら早く利用したいという団体がどこでその手続して、早く利用できるのかという部分が生じてくるんだと思うんですがね。ですから、廃止されてもその窓口としてはまずはうちが対応しますよというようにところを明確に示していただきたいと思うんですよ。この部分等につきましても地域の自治会とか、まちづくり協議会のほうには話はあるんだろうと思いますけれども、実際に要望を出されておる団体等にもその辺は周知をしていただきたいというふうに思います。ですから、所管が移るからとか、移らんとかいう前に窓口だけはここですよという部分もですね、とりあえず移っても移らなくてもそこから次はこっちになるというような、そういったところはしっかり設けていただいて、あとの対応をですね、そうしないと移ってそこからまた今度はこっちで始めますからとかすると、どんどんどんどん施設をそのままに、空にした状態で利用ができない状態がありますんで、やはり、そこんところのロスを取り除いていただければと思いますので、その辺だけ十分周知をお願いしたいと思います。終わります。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「子育て環境について」を議題といたします。「子ども・子育て支援事業計画（原案）の市民意見募集について」、執行部の説明を求めます。

○こども育成課長

子ども・子育て支援事業計画（原案）の市民意見募集についてご説明いたします。資料の飯塚市子ども・子育て支援事業計画（原案）をお願いいたします。

子ども・子育て支援事業計画は、平成25年度のニーズ調査を経て、26年度は7回の子ども・子育て会議を開催し、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策を審議していただき原案を策定いたしました。1ページから5ページが、計画の背景及び趣旨、基本理念等、そして計画の概要となっています。6ページから19ページが、飯塚市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状で飯塚市の人口、ニーズ調査の結果、そして、教育・保育施設の状況です。20ページから44ページが幼児期の教育・保育、そして地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策で、幼稚園・保育所、放課後児童クラブ等、国が定めた重点事業の27年から31年までの量の見込み、そして確保方策を掲載しております。45ページから77ページは、次世代育成支援対策行動計画後期計画で県と市が連携して行う子育て事業、及び市の独自でやっている事業を59ページの分類別にて掲載しております。

子ども・子育て支援事業計画は、10月10日に県の子育て支援課のヒアリングを受けております、そして10月14日には子ども・子育て会議にて計画の素案の承認していただきまして、11月1日の市報で案内をし、11月1日から11月30日まで市民意見募集を行っております。市民意見募集の閲覧場所は、本庁こども育成課、子育て支援課、各支所市民窓口課、公民館、子育て支援センターで、そして市のホームページからも閲覧可能です。また、市内の子育て団体にも意見募集の依頼に出向き、子育て当事者の意見をうかがう予定としております。

次に、6月厚生委員会にて配付いたしておりました「子育て応援新制度 なるほどBOOK すくすくジャパン」の改訂版が届いておりますので、配付をいたしておきます。9月改訂版で新しく内容が変わったところは、3・4ページの教育・保育の量の拡充、質の改善、7ページ

の利用者支援、15・16ページの利用者負担のページが新しく内容が加わっております。

以上簡単ですけれども、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○鯉川委員

このすくすくジャパンという冊子の分の15ページ、16ページについてお尋ねしたいと思っておりますけれども、まず15ページのところでそれぞれの保育料の上限額が記載されておりますが、幼稚園、認定こども園の場合はこれに給食費がさらに3000円程度プラスになるんじゃないかなと思っておりますけれども、それで間違いないですか。

○子育て支援課長

保育所の場合は給食室を設置して給食の提供が義務付けられておりますので、保育料の設定につきましても給食費等を含めた額で設定されているところです。一方、幼稚園や認定こども園の短時間利用の場合は、給食提供の義務はございませんので利用料の中に給食費は含んでおりません。したがって、もし園のほうで給食を提供する場合は、この利用料に加えて給食費を徴収することになりますので、いま委員のご指摘にありましたように3000円程度プラスになるというように考えられます。

○鯉川委員

そうなるくと階層区分の2番目のところの市町村民税非課税世帯のところは、幼稚園、認定こども園は約1万2千円ぐらいとなるわけですね。で、下段の保育所認定こども園の6000円と比べてみますと、この階層だけが2倍にもなるわけですが、このことについてどのような見解をお持ちでしょうか。

○子育て支援課長

現在、飯塚市におきましては保育所の保育料につきましてトータルでいいますと、国が定めました上限額の約8割というような保育料を設定しております。新制度に向けまして幼稚園につきましてもおおむねその考え方で設定していきたいというふうに思っております。しかし、委員ご指摘の幼稚園のこの市町村民税非課税世帯と、保育所のほうの市町村民税非課税世帯、第2階層の世帯でございますが、これを比べますとご指摘のとおり給食費を幼稚園のほうに加えますと約2倍になっております。この点につきましては、従前私どもも県に問い合わせたりしておりますが、県のほうの解答といたしましても、このパンフレットの記載にございますように、保育料の上限額はおおむね現行の私立保育園の実質的な現在の利用者負担と同じですというような回答でございました。先走った言い方でございますが、もし市単独でこの部分を調整しようとするならば、この部分について国が示しております上限額の4割程度で設定することになり、財政的にも大変困難な状況だというふうに考えられます。この点につきましては市長会等を通じまして国のほうに強く要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○鯉川委員

ぜひともよろしくお願いたします。続きまして、16ページのほうで多子世帯の保育料の軽減についてでございますけれども、幼稚園では年小から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、第1子は全額負担となり第2子が半額、第3子以降は無料となっております。保育園では、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、第1子が全額負担となって、第2子が半額、第3子以降が無料となっておりますが、現在の飯塚市の制度はどんなふうになっておりますでしょうか。

○子育て支援課長

私立幼稚園の場合からまず申し上げますと、私立幼稚園の利用料につきましては、現在、お

おむね就園奨励費補助金によりまして第2子は半額、第3子以降は無料というようになっております。保育所のほうの保育料につきましては、就学前の子どもが同時に入園している場合に兄弟児としてカウントいたしまして第2子は半額、第3子以降は無料といった取り扱いになっております。飯塚市におきましての多子世帯の軽減方法といたしましては、幼稚園、保育所利用のどちらとも国の制度と同じ考え方で兄弟児のカウントを行っているところでございます。なお、公立の幼稚園につきましては、非課税世帯のみ第2子は半額、第3子以降は無料となる減免を行っており、兄弟児の考え方はこのパンフレット同様、小学校3年生までの子ども等をカウントしておるところでございます。

○鯉川委員

そしたらですね、第1子が5歳で幼稚園に通っていると。第2子が1歳で保育所に通っている場合の保育料は、現在どうなっておりますでしょうか。

○子育て支援課長

下のお子さんが保育所に通っていて、上のお子さんが幼稚園に通っているという場合だと思いますが、上のお子さんが幼稚園に通う場合でも保育所に通う1歳のお子さんにつきましては第2子として半額という取り扱いにいたしております。

○鯉川委員

そしたらですね、第1子が小学校1年生、第2子が1歳で保育所に通っている場合の保育料は、現在どうなっておりますでしょうか。

○子育て支援課長

上のお子さんが小学生に上がられたということになりますと、このパンフレットの記載のとおりでございますが、保育所の保育料は就学前の子どもだけで兄弟児をカウントいたしますので、保育所に通う1歳のお子さんは第1子として全額負担ということになります。

○鯉川委員

今のままのそういう制度だったら、上のお子さんが小学校に入学したら保育所に行っていた児童が幼稚園にかわりたいと。要するに半額減免になるんでというような人が当然出てくると思うんですけども、私だったら、そんなふうにすると思うし、現実的にそういった事例がいま飯塚市で起きているのかどうか、お尋ねいたします。

○子育て支援課長

利用料の軽減措置を見て園を選ぶといったことだと思うんですが、兄弟児のこうした軽減措置の部分に限らず、共働き世帯の場合でも幼稚園の預かり保育を利用して、まあお迎えが可能な方はですね、幼稚園の預かり保育を利用して保育所と幼稚園の利用料をその場合と比較されて、どちらかを利用するといったようなことを決められている方はこれまでもおられました。実際に保育所から幼稚園にかわられたという事例もございます。

○鯉川委員

たぶんそうなると思うんですよね。大勢の方が幼稚園に移るような、歯どめがきかなくなるようなことも考えられるわけでございますが、だとするならば、保育所のほうも小学校3年生まで範囲を広げることにはできないんでしょうか。

○こども・健康部長

いま委員ご指摘のことは、私もこれが出た瞬間に読ませていただいた中で感じたことで、できれば保育所の多子軽減の考え方も幼稚園と同じように小学校3年生まで延ばしてやりたいということで、いま一応試算をいたしましたら約1億円かかるということで、これについては単費ですので、これについてはちょっとできないと。それで、利用する施設によって多子世帯のカウントの仕方が違うのは、利用者にとってもわかりづらい制度であり、子育て世代の負担を軽減する観点からも多子世帯の軽減を見直すよう、現在、県を通して国のほうに強く飯塚市として要望していきたいと考えております。

○鯉川委員

これを見る限り本当に歪な制度だと思えるんですよ。ですから、ぜひとも国のほうに強く要望していただきまして、いま部長が言われたようなことが実現できるように努力していただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業に係る(仮称)街なか交流・健康ひろばにおける健幸づくり事業の概要について」、報告を求めます。

○健康・スポーツ課長

ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業に係る、仮称でございますけれども、街なか交流・健康ひろばにおける健幸づくり事業につきましては、現在、検討中でございますが、これまで固まっております事業の概要についてご報告いたします。

この街なか交流・健康ひろばには、トレーニング室、多目的室、シャワー・更衣室を設置しまして、健幸づくりの拠点施設とするとともに、SWC関連事業の中核となる事業を展開する拠点施設としております。事業内容を検討するに当たりましては、まず、健幸づくり事業計画の策定に当たりまして、平成25年度に中心市街地活性化推進課が実施した各種ニーズ調査の結果、及び平成25年10月から同年12月にかけて、総合政策課が実施しました飯塚市に在住する30歳から79歳までの500名の住民を対象とした「飯塚市健幸に関する住民アンケート」の調査結果を参考にしております。さらに、健康・スポーツ課におきまして、本年6月16日から7月30日の期間において、市場調査としまして、市内居住者や市内勤務者651名の方からの「(仮称)街なか交流・健康ひろば 利用意向アンケート調査」を実施いたしております。この調査結果を参考にいたしまして、現在、健康長寿社会を創造する「健幸都市いづか」の実現に向けた健幸づくり事業に係る各種運動教室等の内容の検討を行っております。この施設には、トレーニング室、多目的室、シャワー・更衣室を設置することにつきましては、先ほどご報告をいたしております。

まず、トレーニング室では、健康運動指導士を常駐させまして、日常的に運動をしていない運動疎遠者層やトレーニング初心者層等が、気軽に利用できる油圧式のトレーニングマシンとしまして、油圧式ヒップアダクション、油圧式ニーエクステンションなどやエルゴメーターなどの体力測定器具、そのほかスマートトレーナーやトレッドミルなどを整備いたしまして運動指導、体力測定、運動メニュー作成などを委託事業として実施することとしております。

次に、多目的室では、市の直営事業と運動系有資格者による女性向け運動教室、糖尿病予防教室をはじめとする委託事業等を検討しております。施設利用者の運動効果があがることに配慮し、今後、詳細な各種運動教室等の開催時期や開催日、開催回数等の設定を行って参ります。お手元に配布しております資料には、トレーニング室、多目的室で実施可能な教室等を例示をいたしております。また、多目的室での各種健康・運動教室とトレーニング室を連携させ、健幸づくりを一体的に推進することを目的に健康指導、運動教室の利用者等に対しまして、ト

レーニング室の利用優待券を発行いたしまして、運動疎遠者層に対してトレーニングマシンによる運動指導を推奨していくこととしております。

また、シャワー・更衣室につきましては、多目的室やトレーニング室の利用者のみではなく、一般のウォーキング愛好者にも開放していきたいというふうに考えております。なお、施設利用者用の駐車場につきましては、当該施設には利用者用駐車場が設置されないことから、市営駐車場を所管する建設総務課と利用料金の減免措置について調整し、施設利用者の利便性を図ることといたしております。

今後は、施設が本町商店街に立地している特性を生かしまして、商店街を往来する多くの買い物客にも興味を持っていただけるよう商店街沿いのPR看板の設置や、商店街との連携によるインセンティブポイントの導入等、施設への来訪者を買い物客へつなげるような方法も商店街関係者と一緒に検討をしていきたいというふうに考えております。

以上で、ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業に係る（仮称）街なか交流・健康ひろばにおける健幸づくり事業の概要について報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○宮嶋委員

この、でき上がった後の管理、運営、これはどういうところがされるのか、お願いします。

○健康・スポーツ課長

基本的には指定管理者でお願いをしたいというふうに考えておりますが、指定管理者に移行するまでの間は、1年なり2年の間は、直営で運営する時期が出てくるかと思っております。

○委員長

他に質疑はありますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「健幸都市いづかシンボルマーク大募集及びコンテストの開催について」、報告を求めます。

○健康・スポーツ課長

本市の健康長寿社会への取り組み「健幸都市いづか」に係る市民の皆さまへのPRと健幸づくりへの取り組みを推進することを目的としまして、「健幸都市いづかシンボルマーク大募集」について、9月1日から10月31日までの間におきまして、市報並びに市内と隣組回覧におきまして広報し、募集をいたしております。

応募作品につきましては、現在、締め切りしましたところ25作品応募がございまして、この中から10点程度に絞込み、本庁・各支所ロビーにおきまして市民の皆さまを対象に、また市内の公立小学校5・6年生と市内公立中学校の1・2年生を対象にそれぞれコンテストを開催することといたしております。コンテスト開催期間につきましては、11月14日から21日までの期間において本庁・各支所ロビーにて、投票いただくこととしています。このコンテスト結果を踏まえまして、採用作品並びに入賞作品の決定は、健幸都市いづかシンボルマーク選考委員会において行います。採用作品につきましては、これから本市が実施して参ります健幸都市推進施策事業やウォーキング案内表示板、それから各種健幸づくり事業の市民の皆さまへのPR活動の際に、マーキングを施していくこととしております。

以上で、健幸都市いづかシンボルマーク大募集及びコンテストの開催についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市颯田武道場器物損壊（玄関ガラス）について」、報告を求めます。

○健康・スポーツ課長

飯塚市の颯田武道場器物損壊についてご報告をいたします。平成26年9月27日の午後4時頃、颯田武道館の利用者が颯田武道館へ利用のため行ったところ、玄関ガラスが割られていることに気付き、通報がっております。担当者が現場確認をしましたところ、玄関ドアのガラス1枚が破損しておりました。盗難等の被害はございません。武道館は前日の26日金曜日の夜、利用者が退館したのち、27日の夕方発見されるまでの間、利用者はなく、この間に破損したものでありますが、その時間は特定できておりません。なお、この件につきましては、市に損害が発生しているため、警察に通報後被害届を提出をいたしております。今後は、職員による見回りを行うとともに、警察にもパトロールの強化を要請し、事件の再発防止に努めたいというふうに考えております。以上です。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」、報告を求めます。

○介護保険課長

公用車による交通事故発生についてご報告いたします。別紙資料をご参照いただきたいと思います。まずもって、介護保険課嘱託職員が注意を怠ったことにより公用車の交通事故引き起こしましたことにつきまして深くお詫びいたします。申し訳ございません。事故の概要についてご説明いたします。本件事故につきましては、平成26年10月9日木曜日、午前8時50分ごろ介護保険課嘱託職員が訪問調査のため公用車を運転中に、飯塚市幸袋地内の県道幸袋柏森線と市道船平・打角線が交差する地点で発生したものでございます。公用車で市道船平・打角線から進行し一旦停止後、交差点内に侵入した際、右方の不注意のため川島より直進してきた相手方車両と接触し公用車の右フロントバンパーと相手方車両の左フロントバンパーが接触し双方の車両を損傷したものでございます。この事故にかかわる損害賠償につきましては、現在、相手方と協議中でございます。なお職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに指導を行っておりますが、今後はこのような事故が起きないように指導、徹底を図ってまいります。

以上簡単ですが、公用車による交通事故の報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市行財政改革実施計画〔第一次改訂版〕の実施について」、報告を求めます。

○行財政改革推進課長

平成21年度から取り組んでまいりました「飯塚市行財政改革実施計画〔第一次改訂版〕」が平成25年度をもって計画完了いたしましたので、その実施状況についてご報告いたします。

配付いたしております資料の2ページをお願いいたします。最初に、ページの下側になりますが、「3 数値目標の達成状況」をお願いいたします。この計画では、「平成25年度までに単年度の財政収支を黒字化する」ということを目標としておりましたが、平成18年度に策定いたしました当初の行財政改革実施計画の取り組みが、計画額を大幅に上回ったこと、地方交付税の改善等が影響し、平成21年度当初から黒字化しており、数値的な目標については達成している状況でございます。

次に3ページをお願いいたします。「5 計画の実施状況」についてご説明いたします。第一次改訂版では46の推進項目について取り組んでおります。そのうち39の項目につきましては、計画期間中に実施しており、実施率は84.8%となっております。職員の定数削減、給与の削減については計画を上回る実施状況でございましたが、職員手当や非常勤特別職の報酬、職員の弾力的な活用などの面では、見直す適正な基準を設定することができず、検討のみで実施までには至っておりません。

また、今計画で未実施であった7項目につきましては、いずれも行財政改革として引き続き実施に向けて検討することといたしております。ただし、平成18年の当初計画でございますが、その時に未実施であり、改訂版でも引き続き実施に向けて検討するといたしておりました固定資産税、法人市民税の税率改正、保育料の軽減措置の見直しにつきましては、経済状況及び子育て支援の施策方針により、行財政改革推進本部において取り組まないと決定いたしております。

効果額では5年間の累計で61億8908万5千円の計画額に対しまして、実施は71億4338万6千円となっております。計画を9億5430万1千円上回る結果となっております。率にいたしますと115.4%の実施状況でございました。この要因といたしましては、臨時的な収入である工業団地の分譲や未利用の市有地の売却が大きく影響しており、将来の健全な財政運営を確保するまでには至っておりません。そのため引き続き、経常的な収入の確保策、経費節減策の検討、そして、その実施が必要といたしております。

4ページをお願いいたします。「6 組織機構の見直し」では部や課などの組織の推移、それから職員数の推移について掲載いたしております。職員数の推移につきましては、5ページに年度別の推移表を掲載しておりますが、この計画では5年間で130人を削減するとしており、実施状況といたしましては133人となっております、ほぼ計画通りでございました。

次に「7 公共施設の見直し」でございますが、公共施設等の見直しにつきましては、平成21年2月に策定いたしました「公共施設等のあり方に関する第一次実施計画」及び平成23年3月に策定しました「第二次実施計画」に基づき進めております。年度別の取り組み状況につきましては、6ページに表となっております。表中の説明は省略させていただきます。なお、公共施設のあり方に関する実施計画につきましては、平成28年度までとなっておりますので、今後もこの実施計画に基づき進めてまいります。

次に、7ページから11ページにかけては、計画期間中の財政状況について掲載しております。それぞれの変動要因等についてはコメントを下のほうに書かせていただいておりますので、説明については省略させていただきます。

12ページをお願いいたします。「Ⅲ 推進項目の実施状況と今後の取り組み」についてご説明いたします。この表は改訂版で取り組みました46の推進項目の年度ごとの取り組み状況について整理したものでございます。表中の中ほどの、計画、実施状況及び効果額の欄の上段が計画、下段が実際の実施状況となっております。その右側の実施状況につきましては、主な内容について記載いたしております。また、その右側については、今後の取り組みについて記載しております。内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明については省略させていただきますが、17ページをお願いいたします。項目番号の40でございますが、早期退職勧奨制度につきましては、これは、平成25年度から実施しておりますので、25年度につきましては、退職手当組合への特別負担金の支払いのみで、実際の新陳代謝による効果というのは、平成26年度以降となってまいりますので、効果額につきましては1億1千万円のマイナス効果というふうになっております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。
以上をもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。